

就職や進学後の安定した生活基盤を築くための国の制度資金です。

鹿児島県児童養護施設退所者等自立支援資金のご案内

- 生活費、家賃、運転免許取得費などの資金が借りられます。
- 無利子の貸付金です。
- 所定の要件を満たす就労の継続により償還免除が受けられます。

公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会

概 要

この資金の対象になる方及び資金の種類は、次のとおりです。

(対象になる方)

- ・児童養護施設等に入所中または里親等へ委託中の方
- ・児童養護施設等を退所した方、または里親等への委託が解除された方

(貸付の種類)

「生活支援費」	……………	大学等に在学する期間：月額5万円以内
「家賃支援費」	……………	進学者、就労者の毎月の家賃相当額
「資格取得支援費」	……………	資格取得するための実費（25万円上限）

1 目的

この制度資金は、児童養護施設退所者等に対して、自立支援資金を貸し付けることにより、就職や進学後に安定した生活基盤を築き、円滑に自立されることの支援を目的とするものです。

2 貸付の種類

児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）には、生活支援費、家賃支援費及び資格取得支援費の3種類の貸付金があります。

3 貸付対象者

(1) 生活支援費

鹿児島県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）を退所した方又は鹿児島県内に居住する里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された方のうち、保護者等から経済的な支援が見込まれない方であって、大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）に在学する方（以下「進学者」という。）が対象となります。

(2) 家賃支援費

進学者のほか、児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、就職している方（以下「就職者」という。）が対象となります。

(3) 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方であって、就職に必要なとなる資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」という。）が対象となります。

4 貸付条件

(1) 生活支援費

貸付対象	進学者（平成28年4月1日に大学等に在学し，かつ正規の就学年数の範囲内である方を含む）
貸付期間	大学等に在学する期間（平成28年4月1日前に大学等に在学している方については，平成28年4月以降）
貸付額	月額5万円以内

(2) 家賃支援費

貸付対象	①進学者（平成28年4月1日に大学等に在学し，かつ正規の修学年数の範囲内にある方を含む。） ②就職者（平成26年4月1日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した方または里親等への委託を解除された方を含む。）
貸付期間	① 進学者：大学等に在学する期間（平成28年4月1日前に大学等に在学している方については，平成28年4月以降） ② 就職者：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間（平成28年4月1日以前に就労している方については，平成28年4月以降）
貸付額	1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）と，居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（都道府県，指定都市，中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には，当該示された額における単身世帯の額とする。）のいずれか低い額

(3) 資格取得支援費

貸付対象	資格取得希望者（児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後，4年以内にある方で大学等に在学する方を含む。）
貸付額	資格取得に要する費用の実費とし25万円を上限とする。 （児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には，当該加算費を控除した額を実費とみなす。）

※上記3資金の貸付け利息は，無利子です。

ただし、返却期限を過ぎた場合は、年5%の延滞利子を徴収します。

5 保証人

○原則として、鹿児島県内に居住する連帯保証人が1名必要です。

○申請者が未成年者であるときは、親権者等法定代理人の同意が得られる場合にはその同意を得ることとし、同意が得られないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、法定代理人の同意を不要とすることができます。

6 借入（貸付）申請の手続方法

申請は、所定の様式書類及び必要書類を添えて郵送等でお申し込みください。

申請先：公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号（県社会福祉センター5階） 電話 099-213-4055

◎ 3つの支援費に共通に必要な書類

- ① 自立支援資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 住民票謄本（世帯全員のもの）
- ③ 親権者等の同意書（様式第2号） ④がある場合、省略可
- ④ 児童養護施設等の施設長（里親等委託の場合児童相談所長）の意見書（様式第3号又は様式第4号）
- ⑤ 連帯保証人の収入を証明する書類（源泉徴収票等直近の年間収入額がわかるもの）
- ⑥ 自立支援資金個人情報取扱同意書（様式第9号）

(1) 生活支援費

- ① 大学等に在学していることを証する書類（在学証明書など様式は任意）
- ② 在学している大学等で発行する学生証（写）
- ③ 児童養護施設長等又は児童相談所長の意見書
（保護者等からの経済的支援が見込まれない方であることが確認できるもの）
- ④ 進学により児童養護施設等を退所したこと又は里親等の委託を解除されたことを証明する書類【入所（委託）措置解除決定通知書の写し】

(2) 家賃支援費

- ① 進学者・就職者共通
 - 1) 児童相談所長の意見書（様式第4号）
 - 2) 進学又は就職により児童養護施設等を退所したこと又は里親等の委託を解除されたことを証明する書類【入所（委託）措置解除決定通知書の写し】
 - 3) 1月当たり家賃（管理費及び共益費を含む。）が確認できる賃貸契約書等

②進学者

- 1) 大学等に在学していることを証する書類（在学証明書など様式は任意）
- 2) 在学している大学等で発行する学生証（写）

③ 就職者

- 1) 在職証明書（様式第5号、勤務形態・勤務時間等が分かるものであれば様式は任意でも可）
- 2) 住宅手当等の支給の有無が確認できる書類（給与明細等）

(3) 資格取得希望者

- 1) 取得する資格の内容及び取得費用を確認できるもの（見積書など）
- 2) 当該資格取得にあたり他制度の国庫補助金を受ける場合、その関係書類

(4) 連帯保証人

- ① 本人確認書類（住民票の写し、身分証明書=保険証、免許証等の写し等）
- ② 本人の所得が確認できるもの（所得証明書、前年分源泉徴収票（写）等）
- ③ 連帯保証人の生活状況等情報提供に関する同意書

7 貸付けの決定

貸付けが決定した申請者には、書面により結果をお知らせします。

（貸付決定後の諸手続き等）

8 交付申請の手続き

貸付けの決定の通知を受けた方は、交付申請書に借用書及び口座振込申出書を添付して、指定する日までに提出してください。

※連帯保証人を立てる場合は、借用書に本人と連帯保証人が署名、押印（実印とし、印鑑証明書を添付）してください。

※口座振込申出書の口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

9 貸付金の振込

貸付金は、交付申請書等の全てが提出された後に、指定口座に振り込みます。

10 貸付けの取消し

次のいずれかに該当するときには、貸付決定が取り消されることとなります。

（貸付金の償還事由に該当し、償還が開始されます。）

- 進学者が大学を退学したとき
- 就職者が就職先を離職したとき
- 進学者又は就職者が死亡したとき
- 進学者又は就職者が貸付期間中に貸付決定の取り消しを申し出たとき

11 貸付金の償還免除

(1) 償還免除要件に該当する場合の免除

次のいずれかに該当する場合は、貸付金の償還が全額免除されます。

【進学者】

- 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

【就職者】

- 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

【資格取得希望者】

- 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) その他の免除

- 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を償還することができなくなったときは、貸付金の償還が全部又は一部免除されます。
- 進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したときは、貸付金の償還が一部免除（※1）されます。

（※1）就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を償還の債務の額に乗じて得た額とします。

- 資格取得希望者が、1年以上就業を継続したときは、貸付金の償還が一部免除されます。一部免除額は、償還の債務の額の2分の1を乗じて得た額とします。

12 貸付金の償還

次の場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付金を償還していただくことになります。

- 自立支援資金の貸付けの決定を取り消されたとき
- 自立支援資金の貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなると認められるに至ったとき
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

【償還の方法】

- 自立支援資金の貸付けを受けた進学者又は就職者の償還期間は、償還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（償還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内です。
- 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者の償還期間は、2年以内です。
- 償還方法は、月賦又は半年賦の均等払方式によります。なお、繰り上げ償還や一括償還もできます。

【償還猶予】

次の場合においては、償還を猶予することができます。

- 自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、貸付決定を取り消された後も引き続き大学等に在学しているとき
- 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が次ぎに該当する場合
 - ・ 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
 - ・ 大学等に在学しているとき
- 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

【問い合わせ先・申請先】

公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会

〒890-8517

住所 鹿児島市鴨池新町1番7号（県社会福祉センター5階）

電話 099-213-4055

FAX 099-213-4051